

総務省届出済
農林水産省

平成17年度  
農林水産関係試験研究機関基礎調査  
調査票（都道府県）

調査基準日：平成17年3月31日

機 関 名		
設立年月日		
住 所		
記入担当者	部課名	
	氏 名	
	電話番号	

機関名には、都道府県名を含めた正式名称を記入してください。  
例：「北海道立中央農業試験場」、「青森県農業試験場」等

調査票を記入された方の所属、氏名、電話番号を記入してください。

## I. 人員調査

総務省届出済

農林水産省

## 1 人員の職種別人数

調査基準日（3月31日）において当該機関に所属する正職員（公務員の身分の者）を、次のとおり職種別に区分しその人数を記入してください。

(注) 併任者及び2つ以上の職種に兼務して従事している者は、主とする業務の方に記入してください。

(単位：人)

職種	(1) 研究関係				企画調整関係	事業・普及関係	事務関係	船舶関係	作業関係	合計 (1)～(6)
	研究職員 ①	技術職員 ②	作業職員 ③	小計 ①～③						
人数			0							0

## 職種の具体的な内容

(1) 研究関係	試験研究業務に従事している者（企画調整関係を除く、「研究職員」、「技術職員」及び「作業職員」に区分）
①研究職員	研究職であって、固有の試験研究課題について試験研究を計画し、実施し、かつ、その成果の取りまとめ等を行う者
②技術職員	研究実施に必要となる高度な測定計算、分析等の業務を専門的に行う者（船舶関係を除く）
③作業職員	機械、器具等の運転、操作、保守等を行う者及び植物の栽培、動物の飼育を行う者（船舶関係を除く）
(2) 企画調整関係	試験研究の全体的な企画及び調整並びに情報の収集・提供等の業務に従事する者（例えば、専ら管理的業務に従事する場所長、支・分場所長等の管理職員及び技術連絡室、図書室等の業務に従事する者等）
うち 研究職員	試験研究の全体的な企画及び調整等の業務に従事する者（例えば、専ら管理的業務に従事する場所長、支・分場所長等の管理職員及び技術連絡室の業務に従事する者等）のうち、研究職員であって、研究を直接実施していない者
(3) 事業・普及関係	農林水産物（種苗、種畜、種鶏等）の生産及び供給並びに奨励、普及、技術指導及び研修を目的とする業務に従事する者
(4) 事務関係	庶務、人事、会計、用度等事務関係の業務に従事する者
(5) 船舶関係	当該船舶に常勤している者（例えば、船長、機関長、航海士、通信士、司厨員、甲板員等）
(6) 作業関係	上記以外の者（例えば、電話交換手、運転手等）

の欄は記入する必要はありません。以下、各調査票とも同様です。

総務省届出済

農林水産省

## I. 人員調査

## 2 ポストドクター数

調査基準日（3月31日）において当該機関に所属する、博士号を取得しているが、正職員となっていない者の人数を記入してください。

各種支援制度により派遣される者を含みます。

ポストドクター	人
---------	---

## 3 臨時職員の職種別従事者数

調査基準日（3月31日）を含む年度（4月から3月までの1年間）において当該機関で日単位、時間単位に雇用した臨時職員について、「1 人員の職種別人数」の職種の(1)から(6)ごとに所属している者を記入してください。

(1) 「日々雇用」には、日単位で雇用した者（一定期間雇用される者を含む）の延べ日数を記入してください。また、延べ日数を240日（20日×12か月）で除して人数（小数点以下は四捨五入）を算出し、記入してください。

(2) 「パートタイマー」には、時間単位で雇用した者の延べ時間を記入してください。また、延べ時間を1,920時間（40時間×48週）で除して人数（小数点以下は四捨五入）を算出し、記入してください。

雇用形態別 職種別	(1) 日々雇用		(2) パートタイマー		人数計 (人) (②)+(④)
	延べ日数 (日) ①	①/240日 (人) ②	延べ時間数 (時間) ③	③/1,920時間 (人) ④	
(1)研究関係		0		0	0
(2)企画調整関係		0		0	0
(3)事業・普及関係		0		0	0
(4)事務関係		0		0	0
(5)船舶関係		0		0	0
(6)作業関係		0		0	0
計	0	0	0	0	0

総務省届出済

農林水産省

## I. 人員調查

#### 4 研究職員の内訳

「1人員の職種別人数」の「(1)研究関係」の「①研究職員」について、次のとおり記入してください。

なお、「その他」分野は、農林水産関係以外の研究分野（例えば、工業試験場等における機械等の研究）であって、(1)、(2)の様式の計（二重線の欄）と「1人員の職種別人数」の「(1) 研究関係」の「①研究職員」との一致の確認のために記入してください。

### (1) 分野別年齢別内訳

「研究職員」の年齢別の人數を分野別に記入してください。

(单位：人)

(2) 分野別研究歴別内訳及び学位取得者数

「研究職員」が最終学校を卒業後試験研究に従事した年数別に人数を分野別に記入してください。ただし、行政部局での職歴は含みません。

「うち学位取得者数」については、修士、博士の別に分野別に実人数を記入してください。

(单位：人)

## I. 人員調查

総務省届出済  
農林水産省

### (3) 研究分野別専門別内訳

「研究職員」が、担当している研究課題について記入表の下に示してある専門及び部門（林業は部門のみ）に区分して記入してください。

「研究職員」が、2つ以上の部門にまたがって研究に従事している場合は、当該者が従事するエフォート（従事割合、0.1きざみ）に基づいて記入してください。

#### ア. 農業分野及び農林水産業分野全般

(单位:人)

## I-4(3)ア別記区分

### (専門区分)

- ① 育種：農作物及び家畜の品種改良並びにその方法に関する研究分野
- ② 繁殖：家畜の繁殖に関する研究分野
- ③ 栽培生理：農作物を植えることから収穫までの総合的技術に関する研究分野
- ④ 土壌肥料：農耕地の土壌調査、改良及び作物の施肥改善に関する研究分野
- ⑤ 病害：農作物の病害の防除等に関する研究分野
- ⑥ 虫害：農作物の虫害の防除、益虫の保護利用等に関する研究分野
- ⑦ 飼養管理：飼料・栄養等動物飼育の総合的技術に関する研究分野
- ⑧ 家畜衛生：家畜・家きん等の各種疾病の防除等に関する研究分野
- ⑨ 生命科学：生命現象の解明と利用に関する研究分野
- ⑩ 環境：農業環境（土壤肥料、病虫害を除く。）に関する研究分野
- ⑪ 気象：農業気象、気象災害に関する研究分野
- ⑫ 農業土木：土地及び水の農業上の開発利用、農業地域の開発整備、農業施設、浅海域の開発利用に関する研究分野
- ⑬ 農業機械：農業機械の開発、改良、農業機械による作業技術の改善、体系化等に関する研究分野
- ⑭ 情報：農業研究にかかる情報処理技術に関する研究分野
- ⑮ 食品加工流通：食品の生産から消費に至る利用・加工、貯蔵、輸送等に関する研究分野
- ⑯ 経営：農業経営、農家生活を含む農村社会に関する研究分野
- ⑰ 経済：農業経済に関する研究分野

### (部門区分)

- ① 水稻：水稻に関する研究部門
- ② 麦：麦類に関する研究部門
- ③ 大豆：大豆に関する研究部門
- ④ さとうきび：さとうきびに関する研究部門
- ⑤ てん菜：てん菜に関する研究部門
- ⑥ 甘しょ：甘しょに関する研究部門
- ⑦ 馬鈴しょ：馬鈴しょに関する研究部門
- ⑧ 草地・飼料作：飼料用作物及び草地に関する研究部門  

(注) 飼料作には、牧草、野草、飼料作物、飼料用穀類及び飼料用根菜類を含む。
- ⑨ 果樹：果樹に関する研究部門
- ⑩ 野菜：野菜に関する研究部門
- ⑪ 花き：花きに関する研究部門
- ⑫ 茶業：茶に関する研究部門
- ⑬ その他作物：上記項目にない作物（いぐさ、ハトムギ、なたね、そば、ごま、桑等）に関する研究部門
- ⑭ 牛：牛に関する研究部門
- ⑮ 豚：豚に関する研究部門
- ⑯ 鶏：鶏に関する研究部門
- ⑰ その他家畜：牛、豚、鶏以外の家畜（山羊、羊、七面鳥、うずら、みつばち等）及び畜産全般に関する研究部門
- ⑱ 新産業：昆虫、微生物、未利用資源等の利用による新産業創出に関する研究部門
- ⑲ 共通：農業分野全般に共通する基礎的研究（実験動植物等）、農林水産業分野全般に関する研究部門  

(注) 各部門固有の基礎的研究は、それぞれの部門に区分する。

### I-4(3)アのうちの(ア)

#### 「ア. 農業分野及び農林水産業分野全般」のうち特定目的別内訳

「研究職員」が、担当している研究課題について区分して記入した「ア. 農業分野及び農林水産業分野全般」のうち(ア)～(ウ)の特定目的に該当する研究課題に従事している者の人数を「ア. 農業分野及び農林水産業分野全般」のうち数として記入してください。

また、(ア)～(ウ)の2つ以上の特定目的に該当する研究課題に従事している場合は、当該者が従事するエフォート（従事割合、0.1きざみ）に基づいて記入してください。

### (ア) 食品の安全性

## 食品安全性：食品のリスク及びトレーサビリティに関する研究

(单位：人)

I-4(3)アのうちの(ア)

## (イ) 食品の機能性

食品の機能性：食品の生体調節機能に関する研究

(单位：人)

### I - 4(3)アのうちの(ウ)

(ウ) バイオマス

バイオマス：バイオマス（再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの）に関する研究。農林水産業から排出される廃棄物及び未利用資源のエネルギー又は有用物質への変換・利用等に関する研究、バイオマス資源作物に関する研究を含む。

(单位：人)

総務省届出済
農林水産省

## イ. 林業分野

(単位：人)

専門	
経営・管理	
植物生態	
森林生物	
バイテク・キノコ	
木材加工	
木材化学	
森林機能・防災	
計	0

- ①経営・管理：林業経済、林業経営、木材生産流通、山村地域振興、環境教育、森林測定、森林及びバイオマス等地域資源の管理、林業機械器具、作業方法、森林路網等の改良開発に関する研究分野
- ②植物生態：樹木生理、植生、群落動態、苗畑管理、人工・天然更新、保育施業、林業用除草剤及び寒害、凍害、雪害等の気象害等に関連した造林技術に関する研究部門
- ③森林生物：森林病虫獣害、林業用防護剤、微生物、天敵昆虫、野生動物等の管理に関する研究部門
- ④バイテク・キノコ：林木遺伝育種、食用キノコ、特用樹、山菜等に関する研究部門
- ⑤木材加工：物理特性、組織構造、材質、製材加工、構造工法、乾燥、居住性、木材・木質バイオマスの物理的利用技術に関する研究部門
- ⑥木材化学：化学特性、抽出成分、複合利用、材質改良、耐久性、木材・木質バイオマスの化学的利用技術に関する研究部門
- ⑦森林機能・防災：森林土壤、立地環境、治山、理水、森林気象等の森林機能の保全及び環境緑化、山地災害等の森林防災に関する研究部門

I-4(3)イ(アイウ)

イ. 林業分野のうち特定目的別内訳

「研究職員」が、担当している研究課題について区分して記入した「イ. 林業分野」のうち(ア)～(ウ)の特定目的に該当する研究課題に従事している者の人数を「イ. 林業分野」のうち数として記入してください。

また、(ア)～(ウ)の2つ以上の特定目的に該当する研究課題に従事している場合は、当該者が従事するエフォート（従事割合、0.1きざみ）に基づいて記入してください。

(ア) 食品の安全性

(単位：人)

専門	
経営・管理	
植物生態	
森林生物	
バイテク・キノコ	
木材加工	
木材化学	
森林機能・防災	
計	0

(イ) 食品の機能性

(単位：人)

専門	
経営・管理	
植物生態	
森林生物	
バイテク・キノコ	
木材加工	
木材化学	
森林機能・防災	
計	0

(ウ) バイオマス

(単位：人)

専門	
経営・管理	
植物生態	
森林生物	
バイテク・キノコ	
木材加工	
木材化学	
森林機能・防災	
計	0

食品の安全性：食品のリスク及びトレーサビリティに関する研究

食品の機能性：食品の生体調節機能に関する研究

バイオマス：バイオマス（再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの）に関する研究（農林水産業から排出される廃棄物及び未利用資源のエネルギー又は有用物質への変換・利用等に関する研究、バイオマス資源に関する研究を含む）。

I-4(3)イ(アイ)

総務省届出済
農林水産省

## ウ. 水産業分野

(単位：人)

部門 専門	海洋	河川・湖沼等	計
水産資源			0
水産増養殖			0
水産工学			0
水産環境			0
水産利用加工			0
水産経済			0
計	0	0	0

## (専門区分)

- ①水産資源：海洋構造（主として物理的構造。化学成分の分布を含む。）、資源評価・管理（漁業形成、漁況を含む。）に関する研究部門
- ②水産増養殖：生態（個体生態、群集生態、生態系、海洋生物生産）、遺伝・育種、生理、病理（魚病一般を含む。）、増養殖技術（飼育等の施設を含む。）に関する研究部門
- ③水産工学：漁船（機関を含む。）、測器、漁業技術、土木技術に関する研究部門
- ④水産環境：水族の生物環境一般、極微細環境の水利環境保全的諸問題（赤潮、埋立など）に関する研究部門
- ⑤水産利用加工：蛋白質、油脂その他の水産生物成分、加工技術、保藏技術に関する研究部門
- ⑥水産経済：水産経済、水産經營及び漁家生活に関する研究部門

## (部門区分)

- ①海洋：海洋に関する研究部門。
- ②河川・湖沼等：河川・湖沼等に関する研究部門

I-4(3)ウ(アイウ)

ウ. 水産業分野のうち特定目的別内訳

「研究職員」が、担当している研究課題について区分して記入した「ウ. 水産業分野」のうち(ア)～(ウ)の特定目的に該当する研究課題に従事している者の人数を「イ. 水産業分野」のうち数として記入してください。

また、(ア)～(ウ)の2つ以上の特定目的に該当する研究課題に従事している場合は、当該者が従事するエフォート（従事割合、0.1きざみ）に基づいて記入してください。

(ア) 食品の安全性

(単位：人)

部門 専門	海洋	河川・湖沼等	計
水産資源			0
水産増養殖			0
水産工学			0
水産環境			0
水産利用加工			0
水産経済			0
計	0	0	0

(イ) 食品の機能性

(単位：人)

部門 専門	海洋	河川・湖沼等	計
水産資源			0
水産増養殖			0
水産工学			0
水産環境			0
水産利用加工			0
水産経済			0
計	0	0	0

(ウ) バイオマス

(単位：人)

部門 専門	海洋	河川・湖沼等	計
水産資源			0
水産増養殖			0
水産工学			0
水産環境			0
水産利用加工			0
水産経済			0
計	0	0	0

食品の安全性：食品のリスク及びトレーサビリティに関する研究

食品の機能性：食品の生体調節機能に関する研究

バイオマス：バイオマス（再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの）に関する研究（農林水産業から排出される廃棄物及び未利用資源のエネルギー又は有用物質への変換・利用等に関する研究、バイオマス資源に関する研究を含む）。

I-4(3)ウ(アイウ)

## II. 資金調査

総務省届出済
農林水産省

### 1 総収入額の財源別内訳

調査基準日（3月31日）を含む年度（4月から3月までの1年間）の当該機関の収入総額についてその財源別金額を、次のとおり区分して記入してください。  
(単位：千円)

(1) 県 費		
(2) 国 庫 補 助 等	農林水産省	研究関係①
		事業関係②
		小計(①+②=③) 0
他 省 庁	研究関係④	
	事業関係⑤	
	小計(④+⑤=⑥) 0	
	計 (③+⑥) 0	
(3) 農林水産省関係独立行政法人からの受託	研究関係⑦	
	事業関係⑧	
	小計 (⑦+⑧) 0	
(4) その他からの受託		
(5) そ の 他		
合計 ((1)～(5))		0

(1)県費：県（都道府）予算から支出した金額。

(2)国庫補助等：国から委託、補助等を受けた金額（「農林水産省」及び「他省庁」の別に「研究関係（試験研究のための委託費、補助金等）」、「事業関係（事業のための委託費、補助金等）」に区分して記入してください。）。

(3)農林水産省関係独立行政法人からの受託：農林水産省が所管する独立行政法人（農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所、種苗管理センター、家畜改良センター、農業者大学校、農業技術研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、農業工学研究所、食品総合研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、林木育種センター、水産総合研究センター、さけ・ます資源管理センター、水産大学校）から委託を受けた金額（「研究関係（試験研究のための委託費）」、「事業関係（事業のための委託費）」に区分して記入してください。）。

(4)その他からの受託：(2)、(3)以外((3)以外の独立行政法人、地方公共団体、民間企業、大学、非営利団体、外国等)から受託した金額。

(5)その他：上記(1)、(2)、(3)及び(4)以外の金額（寄付金、特許権収入、製品等売却収入等）。

(注) 「合計 ((1)～(5))」は、「3 総使用額の支出項目別内訳」の合計と一致します。

### 2 競争的資金の獲得状況

外部から受け入れた研究費のうち、競争的資金制度により獲得したものについて獲得先（当該制度を所管している省庁）とその金額を記入してください。

(単位：千円)

獲得先	獲得金額
総務省	
文部科学省	
厚生労働省	
農林水産省	
経済産業省	
国土交通省	
環境省	

競争的資金とは、「資金を配分する主体が研究者等を対象に研究開発課題を募り、その中から科学的・技術的な評価に基づいて実施する課題を探査し、当該課題の研究開発を実施する研究者等又は研究者等が属する組織にそのための資金を配分する制度」をいいます。ただし、機関間の競争を促さないもの（所内公募）、配分される資金が研究開発以外のことを主たる目的としている制度（フェローシップ）、資金を融資する制度は該当しません。

「1 総収入額の財源別内訳」に計上されない資金も含め、上記の定義により当該機関に属する研究者又は当該機関に配分された資金について記入してください。

## II. 資金調査

総務省届出済

農林水産省

### 3 総使用額の支出項目別内訳

調査基準日（3月31日）を含む年度（4月から3月までの1年間）に当該機関において支出した総額の支出項目別金額を次のとおり区分して記入してください。

(単位：千円)

(1) 人 件 費	
(2) 研 究 費	
(3) 事 業・普 及 費	
(4) 船 舶 運 航 費	
(5) 機 械 費	
(6) 施 設 費	① 研究用
	② その他の
	小計(①+②) 0
(7) 管 理 経 費	
合計 ((1)～(7))	0

(1) **人件費**：正職員に対して1年間に支払った給与（職員基本給、諸手当、賞与等）の総額（退職手当、公務災害補償等、通常は給与として支給されない金額は除く）。

(2) **研究費**：試験研究のために支出した実験器具費、試薬品費、供試作物・家畜等費、飼肥料費、印刷製本費、光熱水料費、各種燃料油費、ポストドクターの給与、臨時職員の賃金、調査旅費等。

(3) **事業・普及費**：農林水産物（種苗、種畜、種鶏等）の生産及び供給並びに奨励、普及、技術指導及び研修を目的とする業務のために支出した備品費、消耗品費、印刷製本費、光熱水料費、臨時職員の賃金、事業・普及旅費等。

(4) **船舶運航費**：船舶運航に要する燃料費、消耗品費、食料費等。

(5) **機械費**：一般管理以外の試験研究用で10万円以上の機械、車両、器具等の購入費。

(6) **施設費**：土地、建物の購入費及び改修費、構築物、船舶の建造費及び改修費。

①「研究用」には、試験研究に用いる土地、建物、構築物、船舶。

②「その他」には、試験研究に用いない土地、一般事務庁舎、車庫等。

※「研究用」と「その他」と両方に該当するものは、それぞれの用途のための使用床面積により按分して記入してください。

(7) **管理経費**：(1)～(6)に該当しない経費（当該機関の維持管理のために支出した事務用備品費、庁用消耗品費、被服費、通信運搬費、光熱水料費、会議費、臨時職員の賃金、雑役務費、事務連絡旅費等）。

(注) 「合計 ((1)～(7))」は、「1 総収入額の財源別内訳」の合計と一致します。

## III. 用地調査

総務省届出済

農林水産省

調査基準日（3月31日）において当該機関の保有する用地の状況を、「総用地面積」、「圃場等面積」、「その他面積」の別に面積を記入してください。  
「圃場等面積」欄には、圃場を「水田」、「畑作」、「樹園」、「草地」、「山林」及び「増養殖圃場（水産関係）」に区分して記入してください。  
「その他面積」欄には、圃場面積以外の面積（施設用地、防風林、緩衝帯等）を記入してください。

総用地面積 (A)+(B)	圃 場 等 面 積							その他面積 (B)
	①水田	②普通畑	③樹園地	④牧草地	⑤山林	⑥増養殖圃場 (水産関係)	小計 (A)	
0							0	

## 圃場等面積の区分

①水田	たん水を必要とする作物（水稻、いぐさ、れんこん、わさび等）を栽培することを常態とする圃場（「陸田」を含む。）。
②畑	①以外の圃場のうち、「樹園」、「草地」、「山林」及び「増養殖圃場（水産関係）」以外の面積（転換畑及び休閑畑を含む。）。なお、「苗畑」は「山林」には含めず「畑作」に含める。
③樹園地	①以外の圃場のうち、果樹、桑、茶等の木本性永年作物を集団的（規則的、連続的）に栽培している畑。ホップ園、バナナ園、パイナップル園及びたけのこの栽培を行う竹林もこれに含む。
④牧草地	①以外の圃場のうち、牧草の栽培を専用とする畑及び放牧地の面積。ただし、牧草の立毛がある畑であっても、作付の都合により1～2か年栽培する場合（牧草作付畑）は、「草地」とはしないで「畑作」とする。「牧草作付畑」とは、普通作物と牧草とを輪換することを常態とする畑のうち、本年牧草を栽培した畑をいう。
⑤山林	試験研究の目的に供している試験林（見本林、検定林、樹木園等）の面積。伐採跡地等は含めるが、「苗畑」及び「樹園」は含めず、それぞれ「畑作」及び「樹園」に含める。
⑥増養殖圃場	一定区画の水面において、海水又は淡水を利用して水産動植物の種苗を採取又は水産動植物を集約的に育成している圃場の面積。

## IV 課題等調査

総務省届出済

農林水産省

## 1. 試験研究課題調査

試験研究機関において実施している試験研究を記載してください。なお、農業関係の試験研究機関にあっては、「(1)試験研究課題」と「(2)事業課題」に区分します。

## (1) 試験研究課題

この調査の対象となる試験研究課題は、以下のとおりです。

## 1 課題の種類

- 「完了課題」：調査基準日（3月31日）を含む年度中に完了した課題
- 「中止課題」：調査基準日（3月31日）を含む年度中に中止した課題
- 「継続課題」：調査基準日（3月31日）の翌年度に継続した課題
- 「新規課題」：調査基準日（3月31日）を含む年度中及び調査基準日の翌年度に新たに設定した課題

## 2 課題の範囲

県（都道府）単による試験研究、国からの受託、補助金等による試験研究及び地方公共団体、民間等から受託した試験研究並びに当該機関が国、地方公共団体、民間等へ委託した試験研究で、次のすべてに該当するもの。

(ア) 育種等を除き、おおむね5年以内の研究期間で成果が期待し得る程度のものであること。

(イ) 独自の研究目的及び研究内容を持つものであること。

(ウ) 研究期間、予算及び担当者が決められているものであること。

ただし、特定研究開発等促進費、先端技術等地域実用化研究促進費による試験研究課題にあっては、都道府県等農業関係試験研究事業取扱要領（昭和61年10月30日付け61農会第1890号農林水産技術会議事務局長通知）の別記様式第2号から4号までの各推進計画書中の「細部課題」とします。

なお、県（都道府）単、指定試験事業委託費等による試験研究課題についても上記「細部課題」に見合うレベルの課題とし、また、先端技術等地域実用化研究促進費による試験研究課題については、実行協議中で課題の採否が確定していないくとも、予定されている課題について記載してください。

記載方法は以下のとおりです。

## ① 試験研究課題番号（「No.」欄に記載）

試験研究機関ごとに通し番号で記載し、支場、分場等があっても単独番号とせず、本場からの通し番号を付す。試験研究課題が系統的な場合は、番号を付すのは最末端課題とする。

なお、総合農業試験場等で農業関係以外の部門がある場合には、農業・林業・水産業ごとに別の通し番号を付す。

## ② 試験研究課題（「試験研究課題」欄に記載）

試験研究課題の配列は、各々の課題を専門ごとに区分し、さらに専門内の配列については、系統的に構成されている試験研究にあっては、課題の大きい順に1……(1)……①の番号を使用し、1字下げるこことによって系統的な課題項目の関係を明らかにする。

なお、専門区分はI-4(3)ア、イ、ウによるものとし、「専門」欄に記載する。

## ③ 予算区分（「予算区分」欄に記載）

試験研究課題ごとに、次の「県（都道府）単」、「指定」、「特定」、「バイテク」、「新技術」、「国庫補助」、「受託」及び「委託」の区分で記載する。

ア 「県（都道府）単」は、県（都道府）独自の予算によるものとする。

イ 「指定」は、農林水産技術会議事務局の指定試験事業委託費によるものとする。

ウ 「特定」は、農林水産技術会議事務局の特定研究開発等促進費によるものとする。

エ 「バイテク」は、農林水産技術会議事務局の先端技術等地域実用化研究促進費のうちバイオテクノロジー実用化型によるものとする。

オ 「新技術」は、農林水産技術会議事務局の先端技術等地域実用化研究促進費のうち農林水産新技術実用化型によるものとする。

- カ 「国庫補助」は、国からの補助金（イ、ウ、エ及びオを除く）によるものとする。なお、補助金等を交付した省庁名をかつこ書で補記する。
- キ 「受託」は、国（指定試験事業委託費によるものを除く）、独立行政法人、地方公共団体、民間等からの委託によるものとする。  
なお、委託費を支出した機関名を国（省庁名）、独立行政法人、地方公共団体、民間及び大学の5区分によりかつこ書で補記する。
- ク 「委託」は、国、独立行政法人、地方公共団体、民間等へ委託したものとする。なお、委託先機関名を国（省庁名）、独立行政法人、地方公共団体、民間及び大学の5区分によりかつこ書で補記する。
- ④研究期間（「研究期間」欄に記載。記入の際は（開始年度）等を具体的な数字に置き換える）
- ア 新規課題  
調査基準日（3月31日）の翌年度当初から試験研究が開始された場合は、「新（開始年度）～（終了予定年度）」と付記する。調査基準日（3月31日）を含む年度の中途で試験研究を開始した場合も、「新（開始年度）～（終了予定年度）」と付記する。
- イ 繼続課題  
調査基準日（3月31日）を含む年度当初以前から行われている試験研究が調査基準日（3月31日）の翌年度も継続される場合は、「継（開始年度）～（終了予定年度）」と付記する。
- ウ 中止及び完了課題  
継続研究で、調査基準日（3月31日）を含む年度で中止又は完了した場合は、それぞれ「止（開始年度）～（中止年度）」、「完（開始年度）～（完了年度）」と付記する。なお、開始年度と同年度で中止又は完了した場合は、それぞれ「止（開始年度）」、「完（開始年度）」と付記する。
- ⑤研究分担（「研究分担」欄に記載）  
試験研究課題ごとに部（支・分場）、科（課）等組織別に記載する。
- ⑥専門区分（「専門」欄に記載）  
試験研究課題ごとに、「I. 人員調査」の「4 研究職員の内訳」の「(3)研究分野別専門別内訳」による専門区分を記載する。
- ⑦部門区分（「部門」欄に記載）  
試験研究課題ごとに、「I. 人員調査」の「4 研究職員の内訳」の「(3)研究分野別専門別内訳」による部門区分を記載する。
- ⑧戦略分野（「戦略」欄に記載）  
試験研究課題ごとに、『農林水産研究・技術開発戦略』を構成する11分野（土地利用型農業、園芸、作物育種、畜産、ゲノム等先端、環境、食品、農山漁村、国際、森林・林業・木材産業、水産、農業機械開発改良）の中から、関係のある分野を全て記載する。
- ⑨研究対象区分（「研究対象」欄に記載、ただし、農業関係試験研究課題に限る）  
試験研究の作物名、家畜名等可能な限り具体的な名称を記載する。  
ただし、研究対象が4つ以上の作目にわたる場合は「共通」とし、特に作目を対象としない場合は空欄とする。  
例：水稻、陸稻、小麦、てん菜、温州みかん、なす、菊、肉用牛、乳用牛、鶏、アルファアルファ等
- ⑩試験研究の概要（「概要」欄に記載）  
試験研究課題ごとに、研究の概要（目的、計画、期待される成果、得られた成果、成果の受け渡し先、残された問題点等）を、既存の資料を活用する等して200～1000字程度で記載する。

